

診療報酬上の臨時的な取扱い（入院外）

2023年5月8日以降の診療報酬の特例の取扱いを下記のようにまとめました。
そのほか、公費による診療や医療提供体制の取扱いについては、協会ホームページ（NEWS&Topics）をご覧ください。

文責：長崎県保険医協会（電話095-825-3892）2023.5.2発行

1. 5月8日から新設されるコロナ特例

(1) コロナ陽性患者への療養指導

コロナ陽性患者へのコロナに係る診療（往診、訪問診療及び電話等による診療を除く）で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養上の指導を行った場合、下記の特例点数を算定可

B000-00 特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）147点 113045550

- ・発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）から7日以内に限り算定可。指導内容の要点をカルテに記載する。
- ・「2」の（1）「コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療」の①又は②の特例点数と併せて算定可。

(2) コロナ陽性患者の入院調整

外来医療機関がコロナ陽性患者の入院調整をした上で、入院先医療機関に診療情報提供書を添えてコロナ陽性患者の紹介を行い診療情報提供料（I）を算定する場合、下記の特例点数を算定可。

A205-00 救急医療管理加算1（入院調整）（特例）950点 113045850

- ・小児科外来診療料など、診療情報提供料（I）が包括されている管理料等を算定する場合も、上記と同様に入院調整及び患者の紹介を行った場合も算定可。

(3) コロナ後遺症患者

陽性診断から3カ月が経過し、倦怠感や微熱などの後遺症が2カ月以上続く患者の診療を特定疾患療養管理料として評価する。3カ月に1回147点が算定できる（2024年3月31日）。

2. 5月8日以降も継続するコロナ特例

(1) コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療 **一部改定**

①受入患者を限定しない外来対応医療機関（自治体HPで公表有／施設基準の届出は不要）

B001-02 院内トリアージ実施料（特例）300点 113045350

- ・令和5年8月末までに「受入患者を限定しない外来対応医療機関」へ移行する場合は、移行を開始する時期（例：令和5年〇月）を示した文書を院内掲示することにより、移行するまでの間も算定可。
- ・小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

②「①」に該当しない医療機関

- ・下記の特例点数を算定。これまでの院内トリアージ実施料300点が147点に引き下げ。

B000-00 特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）147点 113045450

- ・小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

(2) コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への「往診等」

B001-02 院内トリアージ実施料（特例）300点 113045350

(3) コロナ陽性患者への往診、訪問診療（2,850点 → 950点に引き下げ）

A999-00 救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）950点 180070050

(4) コロナ陽性の介護施設入所者への往診

A999-00 救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）2,850点 180070150

- ・院内トリアージ実施料（特例）及び緊急往診加算を併せて算定可。

(5) 検査料が包括されている患者へのコロナ検査料・判断料が算定できる取扱い

注) 小児科外来診療料・地域包括診療料・生活習慣病管理料等の算定患者

(6) 投薬料が包括されている患者へのコロナ適応を有する抗ウイルス薬の処方算定できる取扱い

注) 小児科外来診療料・在宅時医学総合管理料（施設総管）等の算定患者

- (7) 新型コロナ対応による標榜時間外の時間外等加算
外来対応医療機関で標榜時間外に発熱患者等の診療をする場合に時間外・休日・深夜等の加算を算定
- (8) 在宅酸素療法指導管理料 2 その他の場合 (2,400点/1日)
陽性患者に在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定

3. 5/7に廃止される特例

- (1) 公費によるコロナ検査料及びコロナ治療
5/8からは患者が加入する保険に請求
- (2) 救急医療管理加算 (950点)
コロナ陽性患者へ対面診療をした場合
- (3) 「二類感染症患者入院診療加算 (250点)
コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療をした場合
- (4) 救急医療管理加算 1 (4,750点/日)
在宅での中和抗体薬投与時に算定
- (5) 在宅時医学総合管理料 (施設総管)
定期的な訪問を予定していたが患者等の事情により訪問診療+電話等による診療となった場合であっても、当該月においては「月2回以上」の点数を算定可
- (6) 在宅療養指導管理料 (在宅自己注射等の管理料及び材料加算)
過去3カ月以内に当該管理料を算定していた患者に電話等の診療によって、材料等を支給した場合に管理料や材料加算を算定可

4. 7/31に廃止される特例

- (1) 定期受診患者への電話等による医学管理
従前より、特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料などによる管理を行っており、例外的に電話等による診療及び処方を行った場合
B000-00 慢性疾患等の診療 (特例) 147点 113045650
但し、8月以降に情報通信機器を用いる場合は、「情報通信機器を用いた場合」の届出をすることで当該点数が算定可能
- (2) 電話・情報通信機器による診療で診断・処方した場合
初診料 (214点)、再診料 (73点)、外来診療料 (74点)、投薬料が算定できる取り扱いは廃止され、電話診療での処方はできなくなる。但し、8月以降に情報通信機器を用いる場合は、「情報通信機器を用いた場合」の届出をすることで当該点数が算定可能
- (3) 電話・情報通信機器を用いた場合の初・再診料の加算
初診・再診・外来診療料における注の加算 (乳幼児や時間外等の加算、小児科・時間外特例、夜間・早朝等加算など)
- (4) 定期受診患者への電話等による精神療法
B000-00 精神疾患の精神療法 (特例) 147点 180070750
- (5) 訪問看護・指導体制充実加算 (150点)
訪問看護を事情により電話で療養指導等を行った場合に算定

5. 9/31に廃止される特例

下記の薬剤料にかかる費用の公費負担。9/31までの間は患者から徴収せず、費用は公費負担となる。但し、処方箋料・処方料は公費負担とならず、患者が加入する保険に請求する。
ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド

6. 応召義務

コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者の診療を拒否することはできないが、自院で診療することが困難な場合は、①対応可能な医療機関に対応を依頼する、②患者に対して対応可能な医療機関を伝えるなど、適切な受診勧奨を行う必要がある。